

和食文化伝承会 会費規程

(2026 年制定)

第 1 条(目的)

本規程は、和食文化伝承会(以下「本会」という。)の運営に必要な会費および支部に関する費用について定める。

第 2 条(会員年会費)

1. 会員は、年会費として 3,000 円 を納入する。
2. 会費の納入期限は、毎年 3 月末日とする。
3. 支払方法は、原則として Syncable(シンカブル)を利用する。
4. 既納の会費は、原則として返還しない。

第 3 条(支部会費)

1. 支部長は、支部長会費として 月額 1,000 円 を納入する。
2. 支部長会費は、会員会費を含む。
3. 支払いは月額払いを基本とする。ただし、希望により年額 12,000 円の一括払いを認める。
4. 支払方法は、原則として Syncable(シンカブル)を利用する。
5. 既納の会費は、原則として返還しない。

第 4 条(支部開設費)

1. 支部を新規に開設する場合、初年度に限り 開設費 12,000 円 を納入する。
2. 前項の開設費は、支部会費とは別に納入するものとする。
3. 既納の開設費は、原則として返還しない。

第 5 条(特例)

特別の事情がある場合は、役員会の議決により会費の減免または納入方法の変更を認めることができる。

附則

本規程は、令和8年2月23日より施行する。